

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>
部会長	<p>皆様、おはようございます。皆様、本日はお忙しい中、本部会にご出席いただきまして誠に有難うございます。 ただいまから、第 718 回農地部会を開会いたします。 本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、拓南地区の白石委員さん、西中島地区の脇坂委員さんのお二人にお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 11 号まで、11 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。 それではまず、第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>恐れ入りますが、説明の前に議案の訂正をお願い致します。 1 番の経営面積が 1,639 m²となっておりますが、3,622 m²へ訂正をお願い致します。 お手元の審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、1 枚目を併せてご覧ください。 それでは、ご報告いたします。 1 番、2 番の申請地は同一であるため、一緒にご説明させていただきます。 民事執行法による競売のために、平成 28 年 2 月 1 日、松山地方裁判所が担保不動産競売開始決定に基づき、差押えした農地でございます。 1 番の朝日さんは、農地約 36 アールを耕作する兼業農家でございます。 2 番の杉野さんは、農地約 78 アールを耕作する農業者でございます。 申請者は、共に本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るために、適格者である旨の地元委員さんの副申書を添え、買受適格証明願が提出されたもので、入札期間が平成 28 年 8 月 25 日から平成 28 年 9 月 1 日でありましたので、それぞれ内容を審査し、地元委員さんの了承をいただいた上で、専決処理させていただきました。 なお、いずれかの申請者が買受人になった場合には、あらためて 3 条許可申請書が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに許可書を交付させていただきます。 その場合には、直近の農地部会にて 3 条許可の専決処理報告をさせていただきます。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 次に、第 2 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (藤久次長)	<p>平成 28 年 6 月 27 日から 7 月 25 日までに専決処理した案件は 8 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 8 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 383 1031 495"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>2 件</td> <td>263 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>4 件</td> <td>3,016 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>2 件</td> <td>1,011 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。以上でございます。</p>	住宅用地	2 件	263 m ²	商工業用地	4 件	3,016 m ²	公的用地	2 件	1,011 m ²
住宅用地	2 件	263 m ²								
商工業用地	4 件	3,016 m ²								
公的用地	2 件	1,011 m ²								
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、第 2 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 3 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 7 月 26 日から 8 月 25 日までに専決処理した案件は 17 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 17 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 1256 1031 1368"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>11 件</td> <td>3,624 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>5 件</td> <td>832 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>1 件</td> <td>660 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>以上でございます。</p>	住宅用地	11 件	3,624 m ²	商工業用地	5 件	832 m ²	公的用地	1 件	660 m ²
住宅用地	11 件	3,624 m ²								
商工業用地	5 件	832 m ²								
公的用地	1 件	660 m ²								
部会長	<p>ありがとうございます。ただいま第 3 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし。</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 4 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (渡部主幹)	<p>それではご報告いたします。</p> <p>1 番、本件は農地法第 3 条許可により、平成 26 年 5 月 9 日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。以上でございます。</p>									

部会長	<p>はい。ありがとうございました。 ただいま第4号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 次に、第5号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。 1番、譲受人の柴田さんは、新規農業者でございます。 この度、本申請地を取得し、新たに農業経営を始めようとするものでございます。 なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。 2番、3番、4番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。 譲受人の野中さんは、農地約21アールを耕作する農業者でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な本申請地を取得、及び、借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。 5番、譲受人の坂本さんは、農地約91アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 6番、譲受人の渡部40さんは、農地約34アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 7番、譲受人の大野さんは、農地約41アールを耕作する農業者でございます。 この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 ただいま事務局から説明がありました。それでは次に、地元委員さんから補足説明をお願いいたします。 まず、1番は、小野地区であります。また、2番、3番、4番は併用案件でありまして、これも小野地区でありますので、永田委員さんから併せて説明をお願いします。</p>
永田委員	<p>それではご説明いたします。 先程事務局から説明がありましたように、申請人の柴田さんは、東温市に居住しており、この度、小野地区にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものであります。 以前より農作業の手伝いをしているとの申し出があり、耕作意欲も十分あると感じられましたので、地元といたしましては、了承いたしました。</p>

	<p>なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。 それでは、続いて2番、3番、4番とご説明いたします。 譲受人の野中佑績さんは、農地2,106㎡を耕作する農家であります。 今般、第5号議案3番、同議案4番を譲り受け、同議案2番を借り受けて、取得後30aとして、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。また、当申請地区につきましても従来どおりの耕作形態で、近隣農家との協調を図りながら耕作するという一方で、農業に対する意欲、経験が十分見受けられることから、地元といたしましては、了承したわけでございますが、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、第5号議案につきましても、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第6号議案農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>それではご説明いたします。1番、本件申請人は、農地約34aを耕作する農業者でございますが、この度、自宅を売却し、現在、借家住まいをしていることから、新たに、本申請地へ農家住宅を建築したいとしております。 なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 2番、本件申請人は、農地約18aを耕作する農業者でございますが、この度、本申請地へ農機具運搬車両の回転スペースを確保した水稲栽培用農作業場を設置したいとしております。 なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 3番、本件申請人は、農地約73aを耕作する兼業農家でございますが、昭和30年当時、居宅敷地が手狭であったことから、農地法の許可を得ず、申請地を農業用倉庫、物干場、駐車場用地として敷地拡張していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 4番、本件申請人は、農地約25aを耕作する兼業農家でございますが、昭和47年当時、居宅の建て替えの際、農地法の許可を得ず、申請地を敷地拡張していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 5番、本件申請人は、農地約23aを耕作する兼業農家でございますが、農業用施設が不足していることから、この度、自宅に隣接する本申請地へ農業用倉庫を建築するとともに農作業スペースも確保したいとしております。</p>

	<p>本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は例外許可事由の農業用施設に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聞く必要があります。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 6 号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、第 7 号議案、農地法第 5 条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1 番、本件受人は、自動車の販売、修理を主な業務とする法人でございますが、関連企業である株式会社ガリレオコーポレーションの車両仕入部門を担うこととなったことから、新たに本申請地を賃借し、車両を保管する露天駐車場として利用したいとしております</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄福音寺駅から概ね 500m 以内にあることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>2 番、本件受人は、高齢者福祉事業を行う法人でございますが、この度、本申請地及び隣接する宅地を賃借し、定員 9 名のサービスセンターを開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅から概ね 300m 以内にあることから第 3 種農地と判断されます。</p> <p>3 番、本件受人は夫婦で、現在両親と同居しておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聞く必要があります。</p> <p>4 番、本件受人は両親と同居し、農地約 36a を耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を父親より借受け、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聞く必要があります。</p> <p>5 番、本件受人は夫婦で、現在借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築</p>

	<p>したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>6 番、本件受人は、現在借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を母親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>7 番、本件受人は、各種ボイラー及び関連機器の製造販売を主な業務とする法人でございますが、平成 27 年 10 月に農地法等の許可を受け、工場、駐車場、健康増進施設の整備を進めておりますが、この度、本申請地を取得し、有効利用のできる整形地を確保し、フットサルコート、バレーボールコートの健康増進施設を設置したいとしております</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第 7 号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この件につきましては、県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第 8 号議案、平成 28 年度第 6 号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>本日の案件 10 件の内、使用貸借権の設定が 9 件、所有権移転の設定が 1 件となっており、設定総面積は、合計 21,943.00 m²でございます。その内訳は、新規が 8 筆、更新 5 筆、再設定 2 筆、所有権移転が 3 筆となっております。</p> <p>番号 1 の譲り受け人は、約 94 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号 2 の譲り受け人は、約 219 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。</p> <p>番号 3 の譲り受け人は、約 125 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。</p> <p>番号 4、番号 5、番号 6、次のページの番号 7、番号 8、番号 9 の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の 1 つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に 1 月頃正式に転貸される予定です。</p>

	<p>番号 10 の譲り受け人は、約 156 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 28 年 9 月 15 日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第 8 号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に第 9 号議案、農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第 19 条 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>8 月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの 11 筆をご審議いただきました。これに関しては平成 28 年 8 月 16 日に市の公告が済み、同日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。</p> <p>総面積は、合計 5,848.30 m²、11 筆、全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後、県が認可し、10 月中旬の公告という流れになっています。そのため、11 月頃渡部氏に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第 9 号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に第 10 号議案、農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 7 月 26 日から 8 月 25 日までに専決処理した案件は 8 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 8 件つきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。</p>

部会長	はい、ありがとうございました。 ただいま、第 10 号議案につきまして、事務局から説明がありました。 本件について、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
部会長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。 次に第 11 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (永野副主幹)	それでは、ご説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号 1 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。 番号 2 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。なお、倉庫部分については、適用除外となっております。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
部会長	ありがとうございました。 ただいま、第 11 号議案について、事務局から説明がありました。 本件について、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
部会長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案、11 件の議案審議は全て終了しました。 ここで、委員さん何かご意見などございませんか。
白石委員	はい。
部会長	はい、白石委員。
白石委員	最近出ておるので、私も昨日ちょっと、あの、松前のダイゴからちょっとありましてね。農業委員と改良区ので、ありましてね。 20 年の件の扱いでね、地元の農業委員で 20 年間荒らしとったら、もう農地じゃないという認定というのは、松山市で、農業委員で、一つは

あるかと思う。山林等に落とす分があるかと思う。これは、あの調整区域や農振農用地など山手辺りは、そういうなんがあるかということと、あと、これは減反政策とりだしてから、愛媛県も恥ずべきことで、20年間、これは、あの、私が会長をしよる時に調べたらですね、20年というのは、善良な事項が10年、悪質事項が20年ということで、全国で半々だった。それで、愛媛県は20年の悪質事項を利用して、20年間農地じゃない荒れとる田でなっておるようだったら、これは、もう農地じゃないと地元の農業委員で認定した場合は、こうしようとして、特に聞きたいのはですね、はっきり言っておきますけれども、たとえば5年間と、それともう農地に戻すのが余計手間のいるということで、農地じゃないということで、農業委員会が認定したらということでやっております。そういうのがどれくらい出てるかということが知りたかったのです。

昨日あったのがですね、松前のダイゴですけれども、隣ですが、これは、あの、水戸も水口も無いので20年以上荒らしとると、それでなんかガラ入れとるような、それで、改良区も農業委員もそれは農地じゃないと県とどうするかということで揉めとるといような相談がありました。

それが1点と、もう一つは、今日の7号にある分家住宅、農家の、分家住宅がありましたけれども、これの空き家の問題の処理です。

この処理で、この空き家で今困っておるのは、一般的には、もう、伊台ぐらいにある団地の空き家がどんどんできており、心配していますが、農家の空き家、これが10年経ったら、一般の者でも住めると、住宅は住宅、倉庫は倉庫という形で住めるいうのをわかっておるかということを知りたかったのです。それで貸借になるという扱いをしておるとい今も都市計画法上で存じ上げておりますが、そんなのをわかっておりましょいか。

部会長

はい、事務局、白石委員の今の質問を答えられますか。

事務局

はい。わかる範囲でお答えしたいと思います。

(藤久次長)

非農地証明については、これは農地じゃないという判断をしなければなりませんので、許可権者である愛媛県がそういう事務処理要領を定めております。全県下、おそらく統一してやっているものと思われま。

20年間と言われましたが、20年間に関するものにつきましては、20年間耕作放棄して、山林化している農地については、農用地区域以外は、非農地証明が可能と、それと、いわゆる植林といういわゆる違反転用に該当するのですけれども、この場合でも通常、許可申請して、許可できるような土地であれば、非農地証明をしましよというよう扱いになっています。

県がそのような基準を定めていますので、松山市もその基準と同じ非農地証明をしております。

それと、もう一つ、農家住宅を10年間云々ですけれども、農家住宅、分家住宅も同じなのですけど、許可を取って、そこを住宅にしたということは、そこは、農地ではありませんので、農業委員会のかかわる土地ではない。あと、その土地をどうするかというのは、都市計画法の範ちゅうですので、松山市でいえば、建築指導課が判断することになるであろうと思います。

部会長

はい、ありがとうございました。

白石委員

最近、20年のそれは、出てるか、そうでないかというのを知りたい。

事務局 (藤久次長)	すみません、20年のというのは、非農地証明が出ているということですか。
白石委員	非農地証明のこと。
事務局 (藤久次長)	はい、最近は、そんなに件数は無いのですけれども、年に数件ぐらいは出ていると思います。
白石委員	農業委員会のあれで上げたらできるはずでね、そんなんせなんたら、20年でも、30年でもなってしまうぞ。今までしてないのがおかしい。45年じやのいうてある。
事務局 (藤久次長)	まず、本人が申請していただかないとできない。それと耕起しても農地性が無い、いわゆる山林化されてない土地はできません。農地性がある土地はできません。あくまでも農地性が無くなって、山林化している土地が可能です。
部会長	はい、ありがとうございました。他にございませんか。
白石委員	それと、都市計画法の関係がね、それをすり合わせがしとったら、農家が分家住宅、農家住宅で建てた住宅に非農家が10年以上経ったら住めるということ過疎対策でやったということがわかっておらないとこれが非常に困る。 それ知らなんたら、それで笑われて、私が2年前に松前が何で伊予市に行くんぞと、しまいには、川内町に行ったのをまたこうだったというのを言ったのですけどね、それわかっとりますか。田舎で何回でもあると思うので、話といたのですよ、市で、うちのコンピュータが40軒以上という、それで直さしたのじゃ30軒以上に。
部会長	事務局、これについて何かありますか。
事務局 (藤久次長)	先ほどもご説明しましたが、今、言われる土地については、農地ではございませんので、農業委員会が関わるべき土地ではございません。それは、都市計画部門で考えるべきことでございます。
白石委員	それがいかんのよ。それが同じ行政のね、指導だから。それがいかん。
事務局 (藤久次長)	農業委員会は、農地法に基づく農地に対しての権限を持っております。宅地に対しては、何の権限も持ってないので、例えば、政策を立てるとかそういう権限は持っていないと考えております。
部会長	はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。 無ければ、事務局から連絡事項がございますが。
委員一同	無し。
部会長	はい。では、事務局から連絡事項をお願いします。
事務局 (藤久次長)	まず、私からは、毎年行っております農地転用追跡調査についてのご報告をさせていただきます。 お手元に「平成28年度農地転用追跡調査の実施について」というA4で裏表の資料があると思いますので、ご覧ください。 その前に、まず、農地転用の後の転用確認事務についてのご説明いたします。

農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地転用の許可後、農業委員会は、転用事業者に対して、遅滞なく許可し、申請どおり転用事業を完了するよう指導するとともに、農地転用確認書交付申請を求めています。そして、申請を受けた農業委員会は、速やかに現地調査を行い、転用を完了した旨について申請人に確認書を交付しております。

なお、転用事業者は、その確認書を添付して、法務局へ地目変更登記の手続きをすることとなっております。そして、この転用確認を受けていない案件について昭和51年度より毎年追跡調査を実施しているものです。

そこで、本題の追跡調査についてですが、その調査対象は、2年前の年度中に農地法第4条及び第5条の許可を得た土地のうち、転用確認を受けていない案件について実施しております。

調査方法は、各地区の農業委員さんと事務局職員において、それぞれの案件について現地調査を行い、その状況によって、3つのランクに分類整理をいたします。

その分類の方法は、まず、一つ、転用の目的どおりになっているものはAランクです。二番目として、造成済で未利用地とか、都市計画法違反とかあるものは、Bランクです。最後に、農地あるいは農地のままで不耕作のものは、Cランクです。この3つに分類します。

そして、後日、この調査結果に基づき、転用事業者に対し、文書をもって、来庁を依頼し、事務局において事情を聴取するとともに、転用目的どおり供されていたものは、早急な転用確認についての手続きの指導、造成済で未利用地、目的外利用、都市計画法違反等の状況によっては、関係各課の同席のもとで、転用事業の促進とか、計画変更とか、違反転用の解消等の是正指導、さらに、農地あるいは農地のままで不耕作については、許可取消等の指導を行っています。

最近では、調査件数も少なくなり、少数地区での実施となっておりますが、本年もよろしく申し上げます。以上でございます。

事務局
(永野副主幹)

続きまして、私から何点か連絡事項がございます。

本日、皆様のお手元にお配りしております今年度の『農業委員視察研修』のご案内についてですが、先月の部会で報告しましたとおり、日程と視察先が決定しております。

日程は平成28年11月1日と2日で、視察先は、山口県岩国市農業委員会と広島県東広島市の広島県立総合技術研究所農業技術センター本所で実施いたします。また、お配りしている文書で質問票の用紙の中に視察先に対する質問等をご記入いただく箇所がありますので、今回視察するにあたってご質問等がございましたら、ご記入いただき、もう1枚別紙の出欠票と一緒に来月の農地部会までに、事務局へご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、北条地区の委員の皆様には、バスの乗車場所は北条支所、乗車時刻は9時25分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、平成29年度松山市農業施策に関する意見書(旧建議)についてですが、委員の皆様から提出いただいたご意見を取りまとめ、8月31日開催した農政部会の企画班検討会でご検討いただきました。

今後の予定ですが、9月15日に開催予定の役員会でご確認いただいた後、10月3日に開催予定の農政部会で案を議題としてお諮りします。

農政部会で決定した後、10月11日に開催予定の農地部会で掲示させていただきます、10月21日に松山市へ意見書を提出いたします。

続きまして、議事録の公表についてご説明させていただきます。

委員の皆様もご存じのとおり、今年の4月から、改正農業委員会法が施行されました。

法改正に伴い、議事録については、法令上も「縦覧」から「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」と改正が行われております。

現在、事務局では、議事録は窓口での縦覧のみの取り扱いを行っており

ます。

議事録の公表方法については、愛媛県農政課から中国四国農政局を通じて、農林水産省にも確認をいただきましたが、農林水産省の見解としては、「事務局設置」だけではなく、「ホームページでも公表すべき」とのことでした。

農業委員会法第 33 条に「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されております。

この「インターネットの利用その他の適切な方法により」の「その他の適切な方法」は、窓口でも良い、という意味ではなく、インターネットと同等のものがあるなら、という意味だそうです。

以上の状況から、本市での取り扱いについては、今月の農地部会の議事録から松山市農業委員会事務局のホームページに掲載し、公表したいと考えておりますので、委員の皆様のご理解とご了承をいただければと思います。以上でございます。

部会長

事務局、他にないですか。はい、事務局どうぞ。

事務局
(松木局長)

はい。わたくしの方からは、来年度の農業委員改選に向けての動きについて情報提供をしたいと思っております。

今年度の 12 月議会で農業委員の定数と委員報酬の条例改正を行う予定としておりますけれども、今現在、市長部局の方とも定数並びに委員報酬について協議をしているところでございます。

松山市については、農業委員の定数は、24 名というふうに決まっております。事務局といたしましては、その 24 名は、なんとか確保したいと思っております。そして、新たに設置されております最適化推進委員でございますが、これにつきましては、100ha に 1 人ということで、松山市については、上限が約 90 名となります。

ただし、なかなか 90 名というわけには難しいと思っております。現在は、財政状況も厳しい中で、何とか推進委員も含めて、今、現状の 48 名をなんとか確保したいと思っております。

ですので、農業委員さん 24 名ですと、推進委員さんについては、残り 24 名に最終的になってくるのかなというように思っております。

そして、委員報酬なのですけれども、

次回の農地部会でございますが、9 月 7 日の水曜日を予定しております。よろしく申し上げます。今現在、農業委員さんにおかれましては、月額 41,500 円ということで、これについては、同額をなんとか死守したいと、そして、推進委員さんについても報酬に差を設けることは、出来ないのかなと思っております。

今、事務局で考えているのは、できれば、農業委員さんと同額にしたいなと思っております。

県内の他市町の状況を見ていますと、改選後は、改選前の数とイコールか若干推進委員を増やしているという状況のところはほとんどでございます。大きく増えているというところはございません。

委員報酬についても同額か、推進委員さんを増やして改選前よりも人数が増えているところについては、少し推進委員さんの報酬を引き下げているというような状況で、おそらくトータルの報酬で一緒にしているのかなという状況でございます。また、最終的に農業委員さんの定数、推進委員さんの定数、そして、委員報酬等が決まりましたら、お知らせしたいと思います。

そして、来年 4 月に農業委員さん、推進委員さんの募集を 1 ヶ月かけて行いたいと思っております。その募集要項等も今またこれから作成す

	<p>るわけでございますけれども、募集方法につきましては、委員の皆様と協議をしながらつくっていきたくて思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。</p> <p>そして、来年度の6月議会に人事案件を提出するという予定で、そこで、市長が議会の同意を得て農業委員さんを任命するという事になってこようかと思っております。そして、推進委員さんにつきましては、農業委員さんと同じ時期に募集をかけまして、新しい農業委員さんが来年の7月20日から誕生するわけなのですけれども、最初の総会で推進委員さんを皆様にお諮りしまして、推進委員さんを農業委員会で委嘱するという形になってこようかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>あと、次回の農地部会でございますが、10月11日の火曜日を予定しております。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明は以上ですか。</p> <p>今事務局から何点か説明がございましたけれども、これについて委員さんから何かございませんか。質問等ございましたら、お受けいたします。</p>
白石委員	<p>あの、ちょっと私。</p>
部会長	<p>はい、白石委員。</p>
白石委員	<p>これも心配で、こないだ31日に県の中予地区の総会がありましてね、研修会が、それで、松山が6,000㎡になっておると思うのですが、調べたら、私が会長の時とえらい合わんと、それで局長にも合わんと言った。ところが、水田面積で行くのか、それで、局長が今朝のこと、松山市の農地面積は、8,990だと言うてきた。水田面積で行くなら、2,300ですよ、ところが、今年の1月1日の元旦の日本農業新聞には、一番気になるのは、TPP、トータルパシフィックパートナーシップというもので、アメリカ、カナダがやりだしたら、輸入の自由化、これがもう農業に一番響く、行政に私が平成15年に、農協、あらゆる農業団体で陳情したことがある。そういうこともあって自由化したら農業が大変なことになる。</p> <p>ところが、7月1日にカナダの農かが、一軒の農家で米を平均で3,500haつくつとるということでね、新聞に出たのですよ。</p> <p>ですから、私がたまげて3,500いうたらどれぐらいあるんかいうてね、それで調べたのですよ。それで、自民党ではもちろん、私は常任総務会で私は議員ですから、どうだということね、それは、アメリカの農家は、はっきり言いますがね、米つくつとるのは、日本の東北の人が行つてつくりよるのです。</p> <p>私は、半月以上、向こうでホームステイしとったことがあるのですけど、30歳ぐらいのとき、ですから、大変なことになるので、3,500じゃったならこれ一発やがと思つたら、2,350ぐらいのところで、実は水田の1,650しかないということですけど、そうことで帰つたところが、全然合わんのじゃがと、2,300ぐらいだつたらいうたら、今日のこと言うてくれたのです。</p> <p>実は、松山市は8,990、2,350だつたら、24人で仕方ないな、100haに1人ぐらいだなど、こう思うとつたんです。</p> <p>ところが、今朝のこと、8,990だなど、で、農業委員の来年の改選の表に出とりますね。100haに1人ぐらい、それじゃつたら、農地面積か、水田面積か、そこらあたりがはっきりせんのですね、私は、農地面積100haに1人ぐらいじゃつたらと思うとつた。</p>

	<p>それで、水田面積 2,350 で、まあ、水田面積が 1,650 で合うとる。</p> <p>それで、県会議員も 4、5 人おってね、自民党も 1 月にかけてんよ。それで大事になるぞと、GTF じゃの、ETF じゃの、全部わかってりますけどね、ほいで、大変なことになるぞと、12W、トータルで、太平洋、パシフィックパートナーシップで自由化してしまう。</p> <p>アメリカにももちろんおりましたもね、もうあの、ロッキー山脈からも、あの年間融けんところからも水利事業引いて、見渡す限りのところに飛行機で東北の人が行って、まっついな米づくりよるのです。全国青年農業者協議会でつくりよる。米のあれだけは言うなと伏せとったぐらいです。</p> <p>いっつも検査しても違反です。そういう米で病害虫はわかんのです。全部ダマの野菜で、それら、そういうものが来だしたら大事になるということで、話をしとったのです。</p>
部会長	<p>はい、わかりました。今の白石委員の質問の中の委員の算定の基礎となる水田面積か、農地面積か、その部分だけ教えてください。</p>
事務局 (松木局長)	<p>水田面積だけではなくて、畑とか樹園地も含めましたすべての農地面積での算定ということになります。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、他に何かございませんか。</p>
委員一同	<p>無し</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、以上で第 718 回農地部会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>
	<p style="text-align: right;">午前 11 時 24 分閉会</p>

